

# 第29期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結注記表  
貸借対照表  
損益計算書  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

## 株式会社フルキャストホールディングス

連結注記表、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fullcastholdings.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

# 連 結 注 記 表

## 〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数	17社	株式会社フルキャスト 株式会社トップスポット 株式会社フルキャストアドバンス 株式会社フルキャストビジネスサポート 株式会社おてつだいネットワークス 株式会社ワークアンドスマイル 株式会社フルキャストシニアワークス 株式会社フルキャストポーター 株式会社エフプレイン 株式会社エムズライン 株式会社F S P 株式会社B O D 株式会社HRマネジメント 株式会社フルキャストグローバル ミニメイド・サービス株式会社 株式会社Fullcast International 株式会社プログレス
--------	-----	---

当連結会計年度において株式を取得した株式会社プログレスを連結の範囲に含めております。

また、株式会社B O D・A l p h a は自社を存続会社、株式会社HRマネジメントを消滅会社とする吸収合併を行い、社名を株式会社HRマネジメントに変更しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数 3社
- |                         |
|-------------------------|
| 株式会社ビート                 |
| 株式会社デリ・アート              |
| Advancer Global Limited |

(2) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち株式会社ビート及び株式会社デリ・アートは、決算日が異なるため、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…………… 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…………… 移動平均法に基づく原価法

##### ② たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品・貯蔵品…………… 先入先出法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産…………… 定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～20年

##### ② 無形固定資産…………… 定額法

(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法

##### ③ リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③解約調整引当金

個人顧客の通信商材の解約時に発生するインセンティブ収入の戻入に備えるため、当連結会計年度の売上に対応する戻入見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時の連結会計年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の連結会計年度に一括して費用処理しております。

- ・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で償却することとしております。ただし、重要性が乏しい場合は、発生時に一括償却しております。

④連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

5. 記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

## 〔表示方法の変更に関する注記〕

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「債務勘定整理益」(当連結会計年度6百万円)は金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」(当連結会計年度0百万円)は金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」及び「広告収入」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「貸倒引当金戻入額」は12百万円、「広告収入」は2百万円であります。

前連結会計年度まで「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「補助金収入」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「補助金収入」は22百万円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 〔会計上の見積りに関する注記〕

### 1. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	394百万円
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたり、事業計画を基礎とした将来の課税所得の十分性、タックスプランニングの存在の有無及び将来加算一時差異の十分性により回収可能性を検討し、繰延税金資産を計上しています。

将来の課税所得の算出は、事業計画を基礎とし、一時差異に係る税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率に基づいて繰延税金資産を計上しています。将来において解消が不確実であると考えられる一時差異については、評価性引当額として繰延税金資産を減額しています。

将来の課税所得の見込額の変化や、その他の要因に基づき繰延税金資産の回収可能性の評価が変更された場合、翌連結会計年度の利益金額に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. のれんの評価

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	607百万円
-----	--------

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは取得による支配獲得時に、取得した当該事業により今後期待される超過収益力に関連して発生しており、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。

その資産性については「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候を識別した場合には、将来の事業計画を基礎に算定されたのれんの残存償却期間内の割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画等には、収益及び費用の予測について重要な仮定が含まれております。

当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少した場合には、翌連結会計年度における連結計算書類に影響を与えるおそれがあります。

## 〔追加情報〕

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴う経済情勢や事業環境の変化による影響が懸念されますが、新型コロナウイルス感染症の収束時期等を予測することは困難なことから、当連結会計年度においては新型コロナウイルス感染症による影響は軽微なものと仮定して会計上の見積りを行っております。ただし、今後の状況の変化によって判断を見直した結果、翌連結会計年度以降の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い)

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 〔連結貸借対照表に関する注記〕

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

981百万円

## 〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式 普通株式(株) (注)	38,486,400	—	1,000,000	37,486,400
合計	38,486,400	—	1,000,000	37,486,400

(注)発行済株式の総数の減少は、取締役会決議に基づく、自己株式の消却によるものであります。

### 2. 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出 会社	ストック・ オプション としての 新株予約権	—	—	—	—	—	133
	合計	—	—	—	—	—	133

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年2月12日 取締役会	普通株式	808	22.00	2020年12月31日	2021年3月12日
2021年8月6日 取締役会	普通株式	765	21.00	2021年6月30日	2021年9月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年2月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	839	23.00	2021年12月31日	2022年3月11日

## 〔金融商品に関する注記〕

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金については銀行借入を行っております。また、グループCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）の有効活用により適正な資金管理を図っております。資金運用については、主に流動性を有する安全性の高い預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は投機的な目的では行わない方針であります。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行4行と当座借越契約を締結しております。

#### (3) 金融商品のリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクについては、与信管理規程に従い主力である短期人材サービス事業を展開している株式会社フルキャストなどをはじめとし、取引顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、借入金の残高からして金利の変動により業績に与える影響は軽微であります。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社ではグループ日次預金残高管理を実施するとともに、CMSによるグループ各社の流動性リスクを適切に管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	17,410	17,410	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,090	7,090	—
(3) 投資有価証券(※)	1,289	1,226	△63
(4) 差入保証金	636	631	△4
資産計	26,425	26,358	△67
(5) 短期借入金	1,000	1,000	—
(6) 未払金	1,553	1,553	—
(7) 未払費用	1,531	1,531	—
(8) 未払法人税等	1,407	1,407	—
(9) 未払消費税等	1,742	1,742	—
負債計	7,232	7,232	—

(※) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

#### (4) 差入保証金

差入保証金の時価は、過去の退去実績を鑑み、平均入居期間を算定した上で回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割引いた現在価値によっております。

#### 負 債

#### (5) 短期借入金、(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等並びに (9) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等（連結貸借対照表計上額725百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

### 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年内 (百万円)	1年超 5年内 (百万円)	5年超 10年内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	17,410	—	—	—
受取手形及び売掛金	7,090	—	—	—
合計	24,500	—	—	—

### 4. 借入金の返済予定額

	1年内 (百万円)	1年超 2年内 (百万円)	2年超 3年内 (百万円)	3年超 4年内 (百万円)	4年超 5年内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,000	—	—	—	—	—
合計	1,000	—	—	—	—	—

### 〔1株当たり情報に関する注記〕

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 535円40銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 137円34銭 |

### 〔重要な後発事象に関する注記〕

(自己株式の取得)

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 理由        | 機動的な資本政策の遂行を可能とし、株主への利益還元の充実を図ると共に、資本効率を向上させるため、自己株式の取得を行うものであります。 |
| (2) 取得する株式の種類 | 当社普通株式   |
| (3) 取得する株式の数  | 533,900株(上限)   |
| (4) 株式取得価額の総額 | 903百万円(上限)   |
| (5) 自己株式取得の期間 | 2022年2月14日～2022年3月24日  |
| (6) 取得方法      | 東京証券取引所における市場買付  |

#### (株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の改定)

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、当社取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬型ストックオプションとして、第24期定時株主総会にて決議されました新株予約権に係る内容の改定に関する議案を、2022年3月25日開催予定の当社第29期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

#### 株式報酬型ストックオプションの具体的な内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式26,400株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

##### (2) 新株予約権の総数

264個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

##### (3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から3年を経過した日より50年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件の概要

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
- ④ 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
- ⑤ その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(7) 新株予約権の取得に関する事項の内容の概要

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) その他の新株予約権の内容

上記（1）から（8）までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

（ストックオプション（新株予約権）の付与）

当社は、2022年2月10日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、2022年3月25日開催予定の当社第29期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

## 新株予約権の発行要領

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者  
当社及び当社子会社従業員

- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 51,100株を上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- (3) 新株予約権の総数

511個を上限とする。

- (4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないものとする。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2025年4月12日から2075年4月11日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件の概要

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社及び当社子会社従業員の地位を有していることを要する。ただし、定年または会社都合による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2024年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
- ④ 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の取得に関する事項の内容の概要

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併が

その効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(8)に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件  
上記(10)に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い  
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
〔流動資産〕	[12,306]	〔流動負債〕	[2,813]
現金及び預金	9,440	短期借入金	1,000
貯蔵品	6	未払金	282
前払費用	102	未払費用	374
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	104	未払法人税等	1,005
未収入金	2,614	未払消費税等	72
その他	40	預り金	77
〔固定資産〕	[4,981]	前受収益	3
（有形固定資産）	(58)	〔固定負債〕	[677]
建物	15	長期預り保証金	8
工具、器具及び備品	43	退職給付引当金	646
（無形固定資産）	(222)	資産除去債務	22
ソフトウェア	222		
その他	0	<b>負債合計</b>	<b>3,490</b>
（投資その他の資産）	(4,701)	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	268	〔株主資本〕	[13,586]
関係会社株式	4,099	（資本金）	(2,780)
出資金	0	（利益剰余金）	(12,627)
繰延税金資産	225	利益準備金	695
差入保証金	96	その他利益剰余金	11,932
長期前払費用	14	繰越利益剰余金	11,932
		（自己株式）	(△1,821)
		〔評価・換算差額等〕	[79]
		（その他有価証券評価差額金）	(79)
		〔新株予約権〕	[133]
		<b>純資産合計</b>	<b>13,798</b>
<b>資産合計</b>	<b>17,287</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>17,287</b>



# 損 益 計 算 書

(自2021年1月1日  
至2021年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
[営業収益]		6,481
[営業費用]		2,216
営 業 利 益		4,265
[営業外収益]		
受 取 利 息	19	
受 取 配 当 金	44	
不 動 産 賃 貸 料	22	
そ の 他	2	86
[営業外費用]		
支 払 利 息	7	
減 価 償 却 費	1	
不 動 産 賃 貸 原 価	22	
自 己 株 式 取 得 費 用	2	
そ の 他	8	40
経 常 利 益		4,311
[特別利益]		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20	
そ の 他	2	22
[特別損失]		
固 定 資 産 除 却 損	6	
子 会 社 株 式 評 価 損	75	
そ の 他	1	82
税 引 前 当 期 純 利 益		4,252
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	444	
法 人 税 等 調 整 額	4	447
当 期 純 利 益		3,804

## 株主資本等変動計算書

(自2021年1月1日  
至2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,780	695	11,491	12,186	△3,099	11,868
当期変動額						
剰余金の配当			△1,573	△1,573		△1,573
当期純利益			3,804	3,804		3,804
自己株式の取得					△552	△552
自己株式の処分			△49	△49	87	38
自己株式の消却			△1,742	△1,742	1,742	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	440	440	1,277	1,718
当期末残高	2,780	695	11,932	12,627	△1,821	13,586

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	67	67	162	12,098
当期変動額				
剰余金の配当				△1,573
当期純利益				3,804
自己株式の取得				△552
自己株式の処分				38
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	12	12	△29	△18
当期変動額合計	12	12	△29	1,700
当期末残高	79	79	133	13,798

# 個別注記表

## 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 2年～20年

②無形固定資産……………ソフトウェア

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

定額法

### (3) 引当金の計上基準

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、発生時の事業年度に一括して費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

## 〔表示方法の変更に関する注記〕

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」(当事業年度0百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 〔会計上の見積りに関する注記〕

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	4,099百万円
子会社株式評価損	75百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は移動平均法による原価法を採用し、取得原価をもって計上しております。

取得原価には株式取得時の事業計画等に基づく超過収益力を反映しております。そのため、経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、評価の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、評価損が計上される可能性があります。

## 〔追加情報〕

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴う経済情勢や事業環境の変化による影響が懸念されますが、新型コロナウイルス感染症の収束時期等を予測することは困難なことから、当事業年度においては新型コロナウイルス感染症による影響は軽微なものと仮定して会計上の見積りを行っております。ただし、今後の状況の変化によって判断を見直した結果、翌事業年度以降の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い)

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

### 〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権債務(区分掲記したものを除く)	
短期金銭債権	2,644百万円
短期金銭債務	51百万円
長期金銭債務	8百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	365百万円

### 〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高	
営業取引	
営業収益	6,481百万円
営業費用	197百万円
営業取引以外の取引高	83百万円

## 〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	1,777,898	286,468	1,048,700	1,015,666
合計	1,777,898	286,468	1,048,700	1,015,666

(変動事由の概要)

2021年2月12日の取締役会決議による自己株式の取得による増加	286,400株
単元未満株式の買取りによる増加	68株
2021年2月12日の取締役会決議による自己株式の消却による減少	1,000,000株
新株予約権の行使による自己株式の処分による減少	48,700株

## 〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	868百万円
法人税法上の子会社株式譲渡益	50
退職給付引当金	198
投資有価証券評価損	6
未払事業税	13
その他	55

繰延税金資産小計	1,191
----------	-------

評価性引当額	△931
--------	------

繰延税金資産合計	260
----------	-----

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△35百万円
--------------	--------

繰延税金負債合計	△35
----------	-----

繰延税金資産の純額	225百万円
-----------	--------

〔関連当事者との取引に関する注記〕

関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合(被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高		
子会社	㈱フルキャスト	東京都品川区	資本金 100	短期系人材サービス	所有 直接 100%	運転資金貸借 経営指導 業務受託 役員兼任等	経営指導料(注1)	1,715	未収入金	2,118		
							関係会社受入手数料	1,172				
							出向料の受取	2,238				
							連結納税に伴う受取予定額(注3)	1,212				
							配当の受取	2,490			—	—
							資金貸付(注2)	2,000			—	—
							資金回収(注2)	2,000				
利息の発生(注2)	14											
子会社	㈱トップスポット	東京都品川区	資本金 113	短期系人材サービス	所有 直接 100%	経営指導 業務受託 役員兼任等	経営指導料(注1)	208	未収入金	230		
							関係会社受入手数料	89				
							出向料の受取	353				
							連結納税に伴う受取予定額(注3)	136				
							資金貸付(注2)	745			—	—
							資金回収(注2)	745				
							利息の発生(注2)	2				
子会社	㈱BOD	東京都豊島区	資本金 80	データ入力及び受注管理受託等	所有 直接 51%	運転資金貸借 経営指導	資金回収(注2)	104	1年内回収予定の 関係会社 長期 貸付金	104		
							利息の発生(注2)	3			前受収益	2



関連会社	Advancer Global Limited	Singapore	資本金 40,607 S\$	雇用サービス及び施設管理サービス	所有直接 25.86%	受取配当金	配当の受取	42	—	—
------	-------------------------------	-----------	----------------------	------------------	----------------	-------	-------	----	---	---

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社グループの算定基準により算定しております。

(注2) 子会社との資金の貸借につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 連結納税制度による連結法人税の受取予定額であります。

### 〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	374円67銭
2. 1株当たり当期純利益	104円25銭

### 〔重要な後発事象に関する注記〕

連結計算書類「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。